

○再被害防止のための刑事施設等との連携及び再被害防止対象者  
への関連情報の教示要領

平成 19 年 9 月 7 日  
〔通達（搜一指）第 56 号〕

（概要）

この要領は、刑事施設等（検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会及び保護観察所をいう。）との連携及び再被害防止対象者への関連情報の教示について定めたものである。